

生駒市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（案）

平成 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、生駒市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、規約第4条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 委員の報酬は別表のとおりとする。

（費用弁償）

第3条 委員が、協議会の職務を行うために生駒市以外の区域に出張するときは、費用弁償として日当及び旅費を支給する。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する日当及び旅費の額は、生駒市の例によるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬額
学識経験者の委員	日額14,000円
市民又は地域公共交通の利用者の委員	日額5,000円
上記以外の委員	無報酬